

## 令和6年度リテンション文書選別（委員からのご意見）

## 【公文書館としての文書選別の前提】

- ・ 委員の皆さんにも送付させていただいた「文書選別基準」に基づき選別をした。
- ・ 選別基準の「基本的な考え方」にあるとおり、「市全体の状況が把握できるもの」、「長期的・継続的に地域の歴史の流れがわかるもの」、「市の特色ある事象が明確になるもの」、「文書の残存が少ない時期のもの」は保存するということを念頭において、選別を行った。

## 【簿冊の閲覧について】

- ・ ご意見をいただいた簿冊の一部について可能な限りご用意をした。閲覧をされる場合は、個人情報も含め、簿冊の内容はこの場限りでお願いしたい。

## 【A委員】

## 1 移管及び廃棄候補リストによる選別作業について

## (1) 全体的なご意見

- ア 「ファイル明細」だけでは、判断が出来にくいので、集中的に対象となっている簿冊をみる時間を取っていただければと思う。
- イ 系統的に収集されている簿冊は、必ず収集を続けて欲しい。

## (2) 移管候補リスト

なし。

## (3) 廃棄候補リスト

- ア No24～25 史料。「住民」が関わる史料は、「移管」の対象としたい。
- イ No26～31 史料。（市民参加・協働推進課にまとまった資料あり）とは、市民参加・協働推進課に同一史料があり、収集していることを指しているなら、「廃棄」でよいが、そうでないとなれば、「移管すべき」と考えます。
- ウ No49～50 史料。首長の動向に関する史料は、「移管すべき」と考えます。
- エ No53～54 史料。指定管理は長短の議論がある故「移管すべき」と考えます。
- オ No 60 史料。アスベスト問題は未だ未解決、関係資料は「移管すべき」と考えます。
- カ No73～108 史料。統計資料の基礎史料として編纂されているものであれば「廃棄」の扱いでよいが、そうでないとなれば、「移管すべき」と考えます。
- キ No109 史料。新しい企画事業であれば、「移管すべき」と考えます。
- ク No127 史料。農政の円滑化をはかるためには困難な事情を理解する必要がある。その実態を知る史料として、「移管すべき」と考えます。
- ケ No137～138 史料。有機農業はますます重要性を増していることから、「移管すべき」と考えます。
- コ No146 史料。「マッピングシステム」という意味がよくわかりませんが、新たな事業のようです。新たな事業に関する史料として、「移管すべき」と考えます。

サ No150 史料。「農地関係資料」とある。具体的なことはわかりませんが、現場の職員、県、国の資料と一貫して流れをつかめる資料であれば、「移管すべき」と考えます。

シ No155～265 史料。県立歴史館で県の廃棄対象文書を受け取る時、大変悩んだのが土木関係の史料でした。工事現場の様子がきめ細かに測量や写真で記録されて、工事前と工事後の様子がはっきりわかる。災害の多い国土のため毎年大量の記録が生まれるが、貴重な史料になる。しかし、保存施設のこと考えれば、すべて保存は困難となる。この時は、歴史館が出来たばかりの時でしたから、一部を除いて収集することにしました。こんな経験を毎年してきました。市の場合も同様だと思います。ということで、ここにきてまた悩み始めました。どう判断しましょうか。というのが偽らざる思いです。これは委員会の結論に沿いたいと思います。

ス No286 史料。この年新しい動きの中で行われた改選であれば、「移管すべき」と考えます。

セ No292～300 史料。「メモ」の内容が、「委員会」の様子をうかがわせるものであれば、「移管すべき」と考えます。

## 2 公文書館運営全般について

ア 倉澤正幸上田市公文書館専門事務員を中心にした「上田市公文書館だより」発行と「公文書館所蔵資料企画展」は、コンパクトかつ要領よくまとめて発行、発表されていることに敬意を表したいと思います。上田市公文書館の特徴が作られてきているように思います。

イ 今年は2019年開館してから5年目になります。さらに、10年を目指して、引き続きご尽力をお願いします。ついては、10年目に向けた目標をたて、公文書館の存在を知らしめるための新たな施策を打ち出していく準備に入られることを希望します。

### 【B委員】

#### 1 移管及び廃棄候補リストによる選別作業について

(1) 全体的なご意見

- ・ 特になし。

(2) 移管候補リスト

- ・ 適正な選別と考えます。

(3) 廃棄候補リスト

- ・ 適正な選別と考えます。

## 2 公文書館運営全般について

ア 旧市町村文書の履歴について

- ・ 特に浦里などのように分離や合併があった村は、行政文書をどのように扱い保存したか。
- ・ 公文書館が開館する前のそれぞれの市町村公文書(非現用)の保管場所の変遷と整理の有無など。また、それを担った個人や団体の記録も。

## 【C委員】

### 1 移管及び廃棄候補リストによる選別作業について

#### (1) 全体的なご意見・移管候補リスト・廃棄候補リスト

- ・ お世話になります。まだ何もわからない状態ですので、どう判断すべきかわからず、すべて空欄とさせていただきます。これから色々と勉強させていただきます。

### 2 公文書館運営全般について

- ・ 公文書館についても、まだ何もわからず意見がありません。申し訳ございません。どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

## 【D委員】

### 1 移管及び廃棄候補リストによる選別作業について

#### (1) 全体的なご意見・移管候補リスト・廃棄候補リスト

- ・ 今回も大変な作業をありがとうございます。基準と照らし合わせ、ご提案内容を確認させていただきました。

### 2 公文書館運営全般について

- ・ 通常業務と企画展の両立はご負担も大きいかと思います。学生を引率できればと試みたのですが、今年度より市内のバス業者も値上げやむなしの状況で実現できず、残念でなりません。学生引率については、他の移動手段も考案して、引き続き実現に向けて試みを続けてまいります。

## 【E委員】

### 1 移管及び廃棄候補リストによる選別作業について

#### (1) 全体的なご意見

ア 昨年度も意見として提出しましたが、Aの「公文書館移管リスト」について、全体的に担当部署の考え方の違いがあり、ばらつきがあると思います。

移管してしまえば、あとは公文書館にお任せではなく、移管する際、または起案する際に、公文書をどのように整理して、どの文書を残していくのかを職員にしっかりと周知すべきと考えます。

移管する際には、書類の中に、不要な文書がないのかを担当部署がしっかりと確認して不要なものは廃棄する習慣をつけないと、簿冊の中に不要な文書が入ることにより、公文書館に本来保存すべき文書が保存できなくなってしまうと考えます。

#### (2) 移管候補リスト

ア 例えば、N012、13、15の「広聴処理票」については、未だ、課題が解決されていないものを除き、原則として廃棄してもよいと考えています。

イ N049、50の「条例関係」については、内容を見ないとわかりませんが、必要な書類であるなら、本来、例規関係の綴と一緒につづるべきと考えます。担当部署の考えによって、例規関係資料を移管したり、しなかったりすることは統一がとれないと思います。

(3) 廃棄候補リスト

特に意見はありません。

2 公文書館運営全般について

特になし。